高速道路建設･整備促進等に関する要望書

全国高速自動車道市議会協議会は、高速道路建設・整備促進等に関する要望書を決定いたしましたので、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和８年１０月

全国高速自動車道市議会協議会
会　長　　久　野　秀　敏
（佐世保市議会議長）

要　　望

高速道路をはじめとする高規格道路ネットワークは、全国を結ぶ物流体制の構築や広域周遊観光の促進に資するなど、我が国の経済発展に不可欠な大動脈としての機能を発揮している。

さらに、頻発・激甚化する大規模自然災害に対して、避難や救急救命・復旧活動等を支えているほか、三次医療圏などの広域救急搬送のための「命の道」として重要な役割を担っている。

しかしながら、整備が大幅に遅れている区間は未だ多く残されており、令和６年能登半島地震では、未整備地域における救助活動・物資輸送に大きな障害となったことから、高規格道路ネットワークの整備は防災の観点からも早期に進めていくことが喫緊の課題となっている。

また、既存区間においては、暫定２車線の４車線化や老朽化対策、災害時の道路強靭化などが急務となっている。

よって、下記事項を実現されるよう、強く要望する。

記

１　建設促進について

（１）ミッシングリンクの解消について

ミッシングリンクを解消するため、高規格道路ネットワークの早期整備を図るとともに、安定的に道路整備等を実施できるよう、建設資材高騰や労務費の上昇を踏まえた財源の確保に万全を期すこと。

（２）４車線化の推進について

安全性の確保や緊急時の対応のため、暫定２車線区間の早期の４車線化を図ること。

特に、優先整備区間の４車線化については、整備を遅らせることなく、可能な限り早期かつ着実に実現を図ること。

２　安全対策の推進について

（１）防災対策等の推進について

ア　第１次国土強靱化実施中期計画に基づき、災害に強い道路ネットワークの構築を推進すること。

イ　地震や豪雨、豪雪などの災害時でも交通機能を維持できるよう、令和６年能登半島地震の教訓を踏まえ、高速道路の一層の危機管理強化を図ること。

　また、高速道路の高架区間等を津波や洪水時の緊急避難場所として活用する取組を推進するほか、発災時には高速道路を無料で開放すること。

ウ　緊急物資の備蓄や支援物資集配の拠点化など、災害時におけるサービスエリア・パーキングエリアの防災支援機能の強化を図ること。

（２）老朽化対策等の推進について

　老朽化が進む高速道路の安全・安心を確保するため、損傷が深刻化する前に修繕を行う、予防保全への本格転換に向けて十分な財源を確保するとともに、維持管理・更新に関する新技術の開発・導入について一層の支援を図ること。

（３）事故防止対策等の推進について

ア　高速道路建設に当たっては、陥没事故等により住民に不安が生じないよう、十分な対策を講じること。

イ　大型トラックや高速バス等による重大事故防止のため、万全の安全対策を講じること。

ウ　中央分離帯未設置区間においては、正面衝突事故防止のための交通安全対策を迅速に実施すること。

３　高速道路の機能向上と利便性の拡大について

（１）インターチェンジの整備促進について

　地域産業の振興、防災体制の強化、円滑な交通の確保、観光の振興、救急活動の支援、地域連携の強化に寄与するため、インターチェンジの整備促進を図ること。

　なお、インターチェンジの整備に当たっては、地域の意見を十分踏まえること。

（２）一時退出を可能とする社会実験の拡大について

高速道路外への一時退出を可能とする「賢い料金」実験の対象を希望する各地域へ拡大するとともに、「賢い料金」について高速道路利用者へ、制度の存在はもとより使い方も含めて、より一層、広報すること。

（３）サービスエリア（ＳＡ）・パーキングエリア（ＰＡ）の充実について

電気自動車や水素を利用した燃料電池自動車などの普及のため、ＳＡ・ＰＡへのＥＶ充電器や水素ステーションの整備を推進すること。

また、地場産品の販売など、地域活性化に資するための施設となるよう支援するとともに、周辺住民の利便性向上のため、一般道から利用できるＳＡ・ＰＡの一層の拡充を図ること。

（４）大型車駐車マスの適切利用について

トラックドライバーの負担軽減を図るため、大型車駐車マスへの普通車の駐車や、休憩以外の長時間駐車に対して適切な措置を講じること。

（５）高速道路周遊パスの推進について

観光をはじめとした地域経済の活性化につなげるため、対象エリア内において自由に乗り降りが可能となる高速道路周遊パスの取り組みを推進すること。

４　料金制度について

高速道路料金制度については、料金体系の見直しによる発現効果や課題等を十分検証しながら、柔軟な運用を図ること。

全国高速自動車道市議会協議会加盟市一覧

会長　久野　秀敏(佐世保市議会議長)　　(令和8年4月1日現在)

部会	都道府県	加盟市数	会長	副会長	監事	相談役	理　事	会　　員
北海道 (5)	北海道	5		室蘭			旭川	函館、小樽、富良野
東北 (41)	青森	2		三沢			八戸	
	岩手	7					一関	盛岡、花巻、北上、二戸、八幡平、奥州
	宮城	1					大崎	
	秋田	9					大館	秋田、横手、由利本荘、湯沢、大仙、北秋田、仙北、にかほ
	山形	12					山形、南陽	米沢、鶴岡、酒田、新庄、寒河江、上山、村山、天童、東根、尾花沢
	福島	10					いわき	福島、会津若松、郡山、白河、須賀川、相馬、二本松、南相馬、本宮
北信越 (42)	新潟	9			新発田		小千谷	新潟、長岡、上越、柏崎、村上、糸魚川、妙高
	富山	10					南砺	富山、高岡、射水、魚津、氷見、滑川、黒部、砺波、小矢部
	石川	2					輪島	七尾
	福井	5					鯖江	福井、敦賀、大野、勝山
	長野	16		東御			長野、安曇野	松本、上田、岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、中野、大町、飯山、茅野、塩尻、佐久
関東 (57)	東京	8					三鷹	八王子、青梅、府中、調布、日野、国立、清瀬
	神奈川	6					秦野	厚木、大和、伊勢原、海老名、綾瀬
	山梨	5					都留	甲府、富士吉田、大月、韮崎
	茨城	1					ひたちなか	
	栃木	3					鹿沼	宇都宮、矢板
	群馬	9		館林			渋川	前橋、高崎、伊勢崎、太田、沼田、藤岡、富岡
	埼玉	6					八潮	川越、川口、所沢、戸田、三郷
	千葉	19					富津、いすみ	千葉、市川、船橋、木更津、茂原、成田、東金、習志野、勝浦、市原、鴨川、君津、浦安、袖ケ浦、南房総、山武、大網白里
東海 (44)	静岡	12					島田、御殿場	静岡、浜松、沼津、富士、磐田、掛川、藤枝、袋井、裾野、菊川
	愛知	16					東海、田原	豊橋、岡崎、一宮、豊川、春日井、津島、豊田、蒲郡、小牧、稲沢、新城、愛西、弥富、あま
	三重	7		四日市			亀山	津、伊勢、松阪、桑名、鈴鹿
	岐阜	9					大垣	岐阜、高山、関、中津川、羽島、恵那、土岐、各務原
近畿 (42)	大阪	18			吹田		羽曳野、高石	豊中、東大阪、池田、泉大津、高槻、守口、茨木、八尾、松原、大東、和泉、箕面、柏原、摂津、藤井寺
	京都	4					京丹後	舞鶴、綾部、宮津
	滋賀	5					甲賀	大津、栗東、東近江、米原
	兵庫	3		川西			姫路	宝塚
	奈良	3					香芝	大和郡山、天理
	和歌山	9					新宮	和歌山、御坊、有田、海南、田辺、紀の川、橋本、岩出
中国 (36)	鳥取	2		米子			鳥取	
	島根	6					浜田	松江、出雲、益田、江津、雲南
	岡山	9					高梁	岡山、倉敷、津山、笠岡、総社、新見、備前、浅口
	広島	10				福山	庄原	尾道、呉、三原、三次、大竹、東広島、廿日市、安芸高田
	山口	9					下関	宇部、山口、萩、防府、岩国、長門、美祢、周南
四国 (21)	徳島	3		鳴門 (会長代理)			阿南	徳島
	香川	4					坂出	高松、さぬき、東かがわ
	愛媛	8					新居浜	松山、今治、宇和島、西条、大洲、四国中央、伊予
	高知	6			高知		室戸	安芸、須崎、土佐、南国
九州 (31)	福岡	5					小郡	久留米、朝倉、筑紫野、太宰府
	佐賀	6		唐津			嬉野	伊万里、鳥栖、武雄、小城
	長崎	4	佐世保				大村	諫早、松浦
	熊本	4					水俣	熊本、八代、人吉
	大分	5					中津	大分、佐伯、宇佐、由布
	宮崎	6					延岡	宮崎、都城、日南、日向、串間
	鹿児島	1					鹿児島	
合　計		319	1	9	3	1	52	253